

令和5年度 厚生労働省への予算要望事項

全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会

会長 空岡 和代

昨年、新しい法案として、医療的ケア児が登校する際の付き添いや、校内での待機のために離職せざるを得ない保護者の状況を改善する目的で、超党派でとりまとめられた「医療的ケア児支援法」が成立、施行されました。子供たちやその家族がどの地域に居住していても、子供にとって最適な学びの環境であることとそれを実現するための適切な支援を受けられることが、私たちの望みです。今後も、すべての医療的ケア児、その保護者がこの法案の実効性を感じられるよう、PTAとして働きかけを続けていきます。

肢体不自由特別支援学校に通う子供たちや保護者の多くは、生涯にわたる切れ目のない支援の中でも特に、学校卒業後の生活の充実を願っています。学校で学んだことをいかす場所があること、さらに学びを続けられることは、一人ひとりが地域で豊かに暮らすことに繋がります。また、社会の一員として役に立ちたいと願っている肢体不自由者やその保護者が、希望をもって働き続けることもできるように、以下の事を要望いたします。

1 相談支援事業のさらなる充実

ライフステージに応じて地域で安心して生活できるよう、相談支援事業のさらなる充実と専門性のある相談員の育成をお願いします。併せて保護者、教育関係者、福祉関係者、医療関係者等の支援者が情報を共有し、共通した目標をもつことができるシステムの構築をお願いします。拡大版母子手帳、サポートブック、個別の支援計画等を導入、活用した継続的なネットワーク型の支援をお願いします。

2 「放課後子どもプラン」等の充実

1日のうちで体調が安定しない時があってもその後安定した時や、学校終了後の時間等短時間であっても、学校以外の子供の居場所として放課後等デイサービスは大切な存在です。保護者の安心のためにも、障害児が利用できる放課後等デイサービス事業を、「放課後子どもプラン」と同様に、特別支援学校の教室で行うことができるようお願いします。

3 福祉サービス申請や学校での医療的ケア実施のための手続きの簡素化

- (1) 福祉サービス受給の申請をはじめとした行政への手続き書類が多く、簡素化を望んでいる方が多くいます。基本的に変更がなければ継続確認とするなど、行政の方にとって手間の少ないシステムづくりをお願いします。
- (2) 医療的ケア児の保護者は、学校から医師の診断書や指示書などの書類を依頼される

ことが多く、その手間にも金銭的にも大きな負担を感じています。学校との情報共有の負担感が少なくなるようなシステムづくりをお願いします。

4 卒業後の生活の充実

- (1) 肢体不自由特別支援学校卒業生の多くが生活介護事業所を進路先としています。ICT機器の使用の継続や、身体機能の維持に有効な姿勢の保持や運動の継続など、学校で学んだことをいかすことができる事業所が圧倒的に足りません。特に医療的ケアがある場合、受け入れ先不足は深刻です。障害があっても地域でいきいきと暮らせるよう、内容の充実した事業所へのさらなる支援をお願いします。
- (2) 本人の活動意欲を満たすことや家族が離職するしかない状況にならないためにも、卒業後、通所活動終了時間から夕方の時間を過ごすことができる居場所づくりを早急に進めてください。
- (3) 働く力のある肢体不自由者が自立をするためにも、普段家庭生活上で利用している訪問看護師や介助者をそのまま継続して就労時にも利用したり、通勤時における移動支援の制度を利用したりできるようにお願いします。更に、オンラインによる雇用の促進もお願いします。

5 きょうだい児支援と保護者支援の充実

- (1) 障害児の通学や学校での医療的ケアのために一定期間でも保護者の付き添いが必要な場合、未就学のきょうだい児のいる家庭では、簡単に通学することができません。通学をあきらめてしまう保護者もいます。例えば、居宅介護を利用している本人のきょうだい児（未就学児に限り）支援を可能とする、というような取り組みをお願いします。
- (2) 子供の介護のため就業を継続できなかった保護者の能力をいかすため、正社員登用を目指しての社会への復帰、再就職のサポートをしてください。具体的には、介護の必要な正社員の就業時間や就業形態の多様性の容認、企業側への理解促進や雇用促進となる国のガイドラインの制定をお願いします。